

2017年10月11日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 白岩 立彦

時間雇用教職員に係る「例外措置」適用及び無期転換等に係る
団体交渉の申し入れについて

標記のことについては、団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、団体交渉を申し入れます。

つきましては、誠意をもって団体交渉の場を設けていただきますよう、よろしく願いたします。

要 求 事 項

1. 例外措置の実態調査及び是正指導を行うこと
 - 1-1. 「部局等(部局、共通事務部、事務本部各部)が組織的な決定をもって例外措置を行わず、一律に通算雇用期間5年上限で雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らし望ましくない(2017.6.30 事務折衝における労務管理室見解)」ことを理事または総務部長名で部局等に通知すること。
 - 1-2. 部局等の例外措置の取り扱いの実態調査を行い、1-1.にあるような労働契約法の趣旨に照らし望ましくない取り扱いを把握した場合には、速やかに是正指導を行う(2017.6.30 事務折衝における労務管理室見解)こと。
2. 病院の医療技術職員の「通算雇用期間5年上限」についての人事政策を見直し、常勤職員への繰り入れを行うこと
3. 時間雇用教職員の「雇止め」を避けるために、部局間、部局内での「人事異動ルール」を検討すること。

4. 「例外措置」適用に関連する通知の見直しを行うこと
 - 4-1. 「非常勤職員の雇入手続き等について(通知)」(2010.1.28 総人企第 25 号)の別紙の「例外措置として雇用する非常勤職員の報告書」に含まれる「今後の雇用計画期間及び雇用経費」欄を削除すること。または、当該欄の記入は不要とする見直しを行うこと。
 - 4-2. 雇止めを前提にしているかのような、「時間雇用教職員の勤務状況評価について(通知)」(2013.12.19 総務担当理事裁定)に含まれる「6. 評価を要しない場合の取扱い 評価を受ける職員について、次年度への更新を行わないことが決定している場合又は評価対象期間中の勤務が 1 月未満の場合は、当該期間に係る評価を行わないことができる。」の項目を見直し、5 年目までの年度更新時と同様に勤務評価を実施するよう、当該理事裁定通知を改めること。
 - 4-3. 前項総務担当裁定通知の勤務状況評価日(1 月 31 日)については、6 年目の「例外措置」適用の検討を行うために少なくとも 2 週間程度早めること。

以上